# 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### <基本的考え方>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ること は国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であ る。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のため の基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を 総合的に推進する。

### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、 おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成 21 年)	100% (平成 27 年)
配偶者暴力防止法の認知度	76.1% (平成 21 年)	100% (平成 27 年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29% (平成 21 年)	67% (平成 27 年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21 か所 (平成 22 年)	100 か所 (平成 27 年)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示し て相談を行っている男女共同参画センター	22 都道府県 (平成 22 年)	各都道府県に 最低 1 か所 (平成 27 年)

### 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

### 施策の基本的方向

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を 重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴 力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、官民連携の促進等により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進める。

## 具体的施策 担当府省 ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成 ・女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着 内閣府、法務 させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参 省、関係府省 画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。 これらの取組に当たっては、官民が連携した広報啓発を実施する。 ・加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、 内閣府、法務 省、文部科学 若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問 題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充 省、関係府省 実を図る。 ・卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性 内閣府、警察庁 をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策につい て、表現の自由を十分尊重した上で検討する。 イ 相談しやすい体制等の整備 ①相談・カウンセリング対策等の充実 ・関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓 内閣府、警察 口相談についてサービス向上を促進するため、民間団体等も活用した夜間・休祭日を 庁、法務省、厚 含む開設時間の拡大、各関係機関の相談窓口の電話番号の全国統一化や、24 時間ホ 生労働省 ットラインの整備などの方策を検討する。また、警察においては、女性警察職員が相 談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁において は、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支 援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。 ・日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実 法務省 施する。 ・中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対 内閣府、警察 するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団 庁、厚生労働省 体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。 ・男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。 内閣府 ②研修 · 人材確保

・職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入

国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置か

れた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努め

ていく。

内閣府、警察

庁、法務省、厚

生労働省

・ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係 者に対する研修の充実を図る。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省

・女性に対する暴力に関する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、 司法関係者に対する研修等の充実について協力を依頼する。また、引き続き女性に対 する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。

警察庁、法務省

・各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に努めるよう促す。

文部科学省

### ③厳正かつ適切な対処の推進

・警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他 の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、 他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。

警察庁

・人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、 女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に 応じた適切な処置を講じる。

法務省

### ④関係機関の連携の促進

・男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課 長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を 深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、 国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省

警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。

また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。

さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待されるところであり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。

・女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その 周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、 その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点 があれば、新たな対応を検討する。

内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省

### ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

- ・被害者支援等を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。
- ・被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ・被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を検討する。

内閣府、関係府 省 内閣府、警察 庁、厚生労働 省、関係府省 内閣府

### エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

### ①安全・安心まちづくりの推進

・公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多 発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮 した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭 いにくいまちづくりを一層推進する。

警察庁、関係府

### ②防犯対策の強化

・女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を 拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携し つつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全 情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、 女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者 の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。

警察庁

・女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配 ■ 警察庁 慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。

### ③加害者に対する再犯防止対策の推進

・再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社 | 法務省 会内処遇の充実・強化を図る。

## オ 女性に対する暴力に関する調査研究等

・女性に対する暴力について的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害 等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとと もに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。

内閣府

・女性に対する暴力に関する社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開 に資する調査研究を実施する。

内閣府、関係府 省

・重大事件等の暴力被害について必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因 を分析し、的確に対応する。

警察庁、関係府 省

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### 施策の基本的方向

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身 近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核 としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る 各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶 者暴力防止法」という。) については、制度・運用の両面について、実態に即した見直しも含め取組の充 実・強化を図る。

### ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

### ①関係施策の積極的な推進

・配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。

内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省、 関係府省

### ②関係機関・民間団体等との連携協力

- ・被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。
- ・配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な 連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な 施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。

# 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省 内閣府、警察 庁、と労働省、 厚生労働省、 関係所省

### ③地方公共団体の取組に対する支援

- ・都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う。
- ・自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助 を行う。

# 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省、 関係所省

### ④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底

- ・被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついている ことに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じるこ とのないよう配慮することを徹底する。
- ・配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。

# 内閣府、警察 庁、 厚生労働省、 と労働省、 と労働者、 アリスの で、 ア

### イ 相談体制の充実

### ①配偶者暴力相談支援センターの取組

・配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、 受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。 また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよ う促す。

内閣府、厚生 労働省

### ②警察の取組

・警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、 女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被 害者が相談しやすい環境の整備に努める。

警察庁

### ③人権擁護機関の取組

・人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。

法務省

### ④相談員等の研修の充実

・市町村における取組促進のため、現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次 的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持に向けた継 続的取組を促進する。

内閣府、厚生 労働省

・配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。

内閣府、厚生 労働省

### ウ 被害者の保護及び自立支援

### ①被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

・警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無に関わらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。

警察庁

### ②暴力行為からの安全の確保

・配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。

庁、法務省、 厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、 厚生労働省

内閣府、警察

・保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応 について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。

### ③医療関係者による早期発見の推進

・医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。

厚生労働省

### ④一時保護

・婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、 民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。 厚生労働省

・ 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護 所の必要な環境改善を進める。

厚生労働省

### ⑤心身の健康回復への支援

・被害者は繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱 えることも多く、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精 神的に不安定な状態にあるため、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心 理学的な援助を行うよう努める。

内閣府、厚生 労働省

### ⑥自立支援

・配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住 内閣府、厚生 宅の確保、援護、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台 帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案 に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他 の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。

労働省、関係 府省

・配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重 要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等につ いて、一層促進する。

内閣府、厚生 労働省、関係 府省

・被害者の居住の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営 住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。

国十交诵省

### ⑦広域的な連携の推進

・地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地 方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。

内閣府、厚生 労働省

### ⑧加害者更生の取組

・加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、 更生のためのより的確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログ ラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。

内閣府、法務

### エ 関連する問題への対応

### ①児童虐待への適切な対応

・児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童 | 厚生労働省 に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等 の連携を図りつつ、適切な対応に努める。

### ②交際相手からの暴力への対応

・交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体 内閣府、警察 制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴 わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の 充実を図る。

庁、文部科学 省、厚生労働 省、関係府省

### ③ストーカー行為等への厳正な対処等

・被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動 を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー行為が重篤な被害につ ながりやすいことを考慮し、配偶者及び交際相手からの行為も含め、ストーカー行為 等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置 等を徹底する。

警察庁

・ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほ か、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政 機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。

警察庁

・被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように 相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。

警察庁

・どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどの ような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった 場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。

警察庁

### 3 性犯罪への対策の推進

### 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申 告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備する とともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強 化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

# ア 性犯罪への厳正な対処等

### ①関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

・女性に対する性犯罪への対処のため、平成 16 年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸 規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の 実現に努める。さらに、強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成 要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。

具体的施策

警察庁、法務省

担当府省

### ②性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成

・性犯罪に一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深め るとともに、捜査体制の充実を図る。全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪 捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で 指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。

警察庁、法務省

### ③性犯罪の潜在化防止に向けた取組

・「性犯罪被害 110 番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性↓警察庁 犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推 進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。

### ④精神面の被害への適切な対応

・性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD(心的外傷後スト レス障害) 等の疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関 係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適 切な対応を図る。

警察庁、法務 省、関係府省

### ⑤各種の性犯罪への対応

・痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加|警察庁、国土交 害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲 示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向 上を図ること等痴漢防止対策を推進する。

通省

- ・インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締り に努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。
- ・盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護に十分配慮しつつ、関係諸規定 を適切に運用して、厳正に対処する。
- ・ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。

・教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性 犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化す る。

警察庁

警察庁、法務省

警察庁

文部科学省、厚 生労働省、関係 府省

### イ 被害者への支援・配慮等

### ①ワンストップ支援センターの設置促進

・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター)の設置を促進する。

内閣府、警察 庁、厚生労働省

### ②女性警察官等による支援

・指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。

警察庁

### ③被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

・被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。

警察庁、法務省

### ④診断・治療等に関する支援

- ・医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。
- ・性犯罪被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療 体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。
- ・被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、 全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。
- ・性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。
- ・犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討する。

厚生労働省

厚生労働省

警察庁、法務 省、関係府省 警察庁

内閣府、警察 庁、法務省、文 部科学省、厚生 労働省 内閣府

・男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。

### ⑤被害者等に関する情報の保護

・被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、 刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を 徹底する。

法務省

### ⑥被害者連絡等の推進

・捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事 | 警察庁、法務省 裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被 害者に対する情報提供を引き続き促進する。

### ⑦専門家の養成、関係者等の連携等

- ・被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。
- ・性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。
- ・被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係 者等とも連携して取り組む。

厚生労働省 内閣府、警察 庁、厚生労働省 内閣府、警察 庁、法務省、厚 生労働省、関係 府省

### ウ 加害者に関する対策の推進等

### ①総合的な再犯防止対策の推進

・関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、 その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効 果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。

警察庁、法務省

### ②その他の加害者対策の推進

・性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。

法務省

### エ 啓発活動の推進

・メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。 また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進 する。

内閣府、警察 庁、文部科学省

### 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

### 施策の基本的方向

身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子どもに対する性的な暴力被害 を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子どもの一生に拭いがたい影響を与 えないよう、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進める。

児童ポルノ及び児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応し、有効な対策 を講ずる。

### 具体的施策 担当府省 ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等 ①関係機関の連携等による虐待の早期発見等 ・学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談し 警察庁、法務 やすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するため 省、文部科学 の研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相 省、厚生労働省 談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的 虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必

要な施策を実施する。

### ②被害を受けた子どもに対する相談・支援等

・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の 負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な 配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強 姦罪)及び児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)等を適用して、家庭内等における 児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さな い毅然とした姿勢を示す。

警察庁、法務 省、厚生労働省

- ・性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた子どもに対して、その保護と 心身に受けた深い傷の回復に向けた支援を行う。
- 警察庁、厚生労働省 警察庁、法務 省、文部科学 省、厚生労働省 警察庁、厚生労
- ・性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの 在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推 進する。
  - ら 警察庁、厚生 れ 働省 相
- ・被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法等について検討を行い、確立された聴取技法の全国への普及を推進する。また、性的虐待を受けた児童に対する児童相談所における聞き取り方法等について、普及を進める。

### ③防犯・安全対策の強化

・通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、 つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当 該行為者に対する検挙、又は指導・警告措置を的確に実施する。

警察庁

### イ 児童ポルノ対策の推進

- ・平成22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。また、児童買春・児童ポルノ法については、見直しの議論に資するよう、必要な対応を行う。
- ・子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。

内閣府、警察 庁、総務省、法 務省、厚生労働 省、経済産業省 内閣府、関係府 省

### ウ 児童買春対策の推進

### ①児童買春の取締りの強化等

- ・児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為(児童自身の行為を含む。)等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。
- 警察庁、法務省

・出会い系サイトのみならずSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等非 出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進す るとともに、有効な対策を検討する。

警察庁、総務省

### ②被害児童等に対する適切な対応

・児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。

警察庁、厚生労 働省

・学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。

文部科学省

・児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。

警察庁

### ③啓発活動の推進等

・児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯 罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大 切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を 通じて推進する。

警察庁、文部科 学省、厚生労働 省

・国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイト等を利用している児童への働きかけなど、児童による出会い系サイトの利用の防止や、非出会い系サイトでの被害を防止するための施策を推進する。

警察庁

・旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金(ユニセフ)等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。

警察庁、外務 省、国土交通 省、関係府省

### エ 広報啓発の推進

・子どもに対する暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子ども及び保 護者のメディア・リテラシーの向上を図る。

内閣府、警察 庁、総務省、文 部科学省、経済 産業省

### 5 売買春への対策の推進

### 施策の基本的方向

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。

# 具体的施策 担当府省

# ア 売買春の根絶に向けた対策の推進

### ①売買春の取締りの強化

・女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)、児童買春・児童ポルノ法等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為等の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。

警察庁、法務 省、厚生労働省

### ②啓発活動の推進

・売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図るとともに、女性の性を商 品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重 する啓発活動を推進する。

内閣府、法務 省、文部科学 省、厚生労働省

## イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

### ①売買春からの女性保護

・売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広 | 厚生労働省 く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦 人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に 努める。

### ②社会復帰支援の充実

・売買春に関わる女性に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、 関係機関における対応の在り方を見直すとともに、婦人相談所における自立支援プロ グラムの見直しを通じた生活再建等総合的な支援の充実を図る。

厚生労働省

・売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさ せながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売 春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院 における矯正教育の一層の充実に努める。

法務省

### ③関係機関との連携の強化

・搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関 との連携を強化する。

警察庁、厚生労 働省

## 6 人身取引対策の推進

### 施策の基本的方向

被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引について、男女共同参画の視点から、 その防止・撲滅と被害者支援対策等について、「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、効果的な取組を 促進する。

# 具体的施策

### ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

### ①被害の発生状況の把握・分析

・入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、 婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、 弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労 働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把 握・分析に努めるとともに、人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報 の共有を推進する。

関係府省

担当府省

### ②被害者の発見・保護

チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配布し、 また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害 を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な

警察庁、法務 省、外務省、厚 生労働省

被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談所が国籍を問わず、各般 の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者 が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県における広報・周知を促進する。

- ・関係行政機関において人身取引被害者を認知した際には、被害者が悪質な雇用主、ブ ローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、必要に応じて警察や 入国管理局への通報を行うほか、相互に連携して適切な保護措置を講ずる。
- ・被害者の被害申告をより容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援 について検討する。

関係府省

内閣官房、内閣 府、警察庁、法 務省、外務省、 厚生労働省

厚生労働省

厚生労働省

### ③関係行政機関及び民間支援団体等との連携による支援の充実

・婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国 際移住機関)及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女 性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事へ の配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。 なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保 護措置を講ずる。また、所在地が秘匿されていること、被害者の母国語を解する職員 がいること等から、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一 時保護委託を実施する。

### ④被害者のニーズに合わせた支援の実施

・婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担 当職員による人身取引被害者のカウンセリングを実施するとともに、関係行政機関と 連携しながら、婦人相談所に配置されている相談指導員等による被害者の意向を踏ま えた相談活動を実施する。また、無料低額診療事業の利用又は医療費の補助の活用に より、必要な医療ケアを提供する。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所 において、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等を行うととも に、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや 精神的な治療を行う。

### ⑤広報啓発

・人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に 実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対 する暴力を根絶するため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実 施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であ ることや、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成・配布やホ ームページへの掲載、在外公館を通じた人身取引被害者の送出国に対する広報等を通 じて積極的に広報することにより、国民等の意識啓発と協力の確保に努める。

内閣府、警察 庁、法務省、外 務省、厚生労働 省

### ⑥男性被害者等の保護施策の検討

・外国人に係る雇用関係事犯等を端緒とする人身取引事案においては、男性被害者等を 認知する可能性があり、女性の保護を専門にしている婦人相談所では対応できないこ とから、男性被害者等の保護施策について検討する。

内閣官房、警察 庁、法務省、厚 生労働省

### 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

## 施策の基本的方向

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。

セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者 の精神的ケアを強化する。

具体的施策	担当府省
ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	
①企業等における対策	
・セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラ	厚生労働省
スメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に	
基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、非正規労働者も含めた相談体制の	
整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。	
・パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの	厚生労働省
防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対	
応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持った職員の	
活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。	
・周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないよう	厚生労働省
にするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改	
善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積	
極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。	
・セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病した場合について、労働災害	厚生労働省
に当たる場合があることの周知徹底を図る。	
②国家公務員についての対策	
・男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10-10(セ	全府省
クシュアル・ハラスメントの防止等)(平成 10 年 11 月人事院規則)及び人事院規則	
10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用について(平成 10 年 11 月人	
事院事務総長通知)等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。	
イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	
・国公私立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進めら	文部科学省
れるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知	
徹底を行う。	
・大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者	文部科学省
の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映され	
るよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止	
対策の徹底に努める。	
・セクシュアル・ハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等	文部科学省
による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやす	
い環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのた	
めの体制整備等を推進する。	

・セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処|文部科学省 を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを 考慮しつつ、その公表を行う。

### ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメントの 実態を把握するとともに、被害の未然防止、行為者に対する厳正な対処、再発防止及 び被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。

文部科学省、厚 生労働省、関係 府省

### 8 メディアにおける性・暴力表現への対応

### 施策の基本的方向

女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参 画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。

こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大して いることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、国際的に重大な懸念が表明されるコ ンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる。

# 具体的施策

### 担当府省

### ア 広報啓発の推進

・様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業の多様化に伴 い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、関係機関・団体等と連携し て児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進 する。

内閣府、警察 庁、関係府省

・女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現 は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を 行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。

内閣府、警察 庁、総務省、文 部科学省、経済 産業省

### イ 流通防止対策の推進等

・様々なメディアにおける性に関する情報や性を売り物とする営業において、不法事案 の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等に ついて地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害図書類等 が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。

内閣府、警察 庁、関係府省

- ・わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、 法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。
- ・インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、 関係事業者によるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備等、インターネット上 の児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。

警察庁、関係府

内閣官房、内閣 府、警察庁、総 務省、経済産業 省

### ウ調査研究等

- ・性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。
- ・メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャ ルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した 上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。

内閣府 内閣府、関係府